

[事案 2022-83] 転換契約取消請求

・令和5年1月11日 和解成立

<事案の概要>

募集人の誤説明を理由に、転換契約の取消しを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成20年12月に契約した養老保険（契約①）について、平成28年1月に組立型保険（契約②）に転換（転換①）し、令和3年4月に組立型保険に転換（転換②）したが、以下の理由により、各転換を取り消して、契約①を復旧してほしい。

- (1) 転換①について、提案された保障のうち、身体障がい保障および介護保障は必要ないと伝えられたが、募集人からバック商品のような説明を受けたため契約した。
- (2) 転換②について、保険料を安くするために、身体障がい保障および介護保障を外せないか確認したところ、募集人から保険料を安くすることはできないプランと説明されたため、仕方なく契約した。

<保険会社の主張>

転換①に際して交付した書類から、契約②には身体障がい保障および介護保障に加入しない選択肢が存在することは明らかであり、募集人が誤説明をした事実もないことから、申立人の請求に応じることはできない。一方、転換②については、保険料を下げる転換はできないものの、申立人のニーズは減額であったと考えられ、その検討がされておらず、保険料を下げる選択肢はないと誤信を与えた可能性があることから、転換②を取り消し、復旧後の契約②のうち身体障がい保障および介護保障を令和3年4月に遡及して解約し、保険料を精算することを提案する。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、各転換時の状況等と和解を相当とする事情の有無を確認するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、転換①については募集人の誤説明による取消しは認められないが、転換②については保険会社が取消しを認めていることを踏まえ、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。